

令和3年度答申第53号
令和3年12月13日

諮問番号 令和3年度諮問第55号（令和3年11月16日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条3号所定の被爆者に該当すると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は上記被爆者に該当しているとは認められないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条3号には「前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった

者」が掲げられている。

- (2) 上記(1)の被爆者援護法1条3号の要件該当性の判断、すなわち、「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するか否かの判断については、広島県、長崎県、広島市及び長崎市が、協議の上、「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針」（以下「本件審査指針」という。）を取りまとめたことから、厚生労働省は、各都道府県、広島市及び長崎市に対し、被爆者健康手帳の交付申請については本件審査指針に従って審査するよう依頼する事務連絡（平成22年2月23日付け厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室事務連絡「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針について」）を发出している。

本件審査指針では、原子爆弾が投下されたその後、次のいずれかの被爆状況に該当する者（以下「被爆状況該当者」という。）は、被爆者援護法1条3号に該当すると認めることとし、被爆状況該当者に該当しない者については、次のいずれかの被爆状況に相当する被爆事実が認められるかについて個別に審査を行うこととしている。

ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「被爆者援護法施行令」という。）1条2項に定める期間内（長崎市に投下された原子爆弾については、昭和20年8月23日までをいう。以下イ及びウにおいて同じ。）に、原子爆弾が投下された当時の被爆者援護法施行令別表第2に掲げる区域以外の区域（以下「被爆者援護法1条3号適用区域」という。）において、被爆負傷者が多く集合していた環境（15名以上の被爆負傷者が収容されている収容施設等又は5名以上の被爆負傷者が収容されている病室等（出入口以外は壁等で閉ざされ、比較的狭小な部屋等として独立している空間に限る。）をいう。）に相応の時間とどまった（2日以上、上記の環境にいたこと又は1日であっても、午前及び午後に上記の環境にいたことを確認することができる場合に該当することをいう。）と認められる者

イ 被爆負傷者が収容されている環境にいたが、上記アに該当しない者については、被爆者援護法施行令1条2項に定める期間内に、被爆者援護法1条3号適用区域において、被爆負傷者との接触により、上記アに該当する者と同程度以上の被爆状況にあった（被爆負傷者と1日当たり5名以上の接触が認められる場合に該当することをいう。以下ウにおいて

同じ。)と認められる者

ウ 被爆した者の輸送又は被爆した者の死体の処理に従事し、被爆負傷者と接触があった者であって、被爆者援護法施行令1条2項に定める期間内に、被爆者援護法1条3号適用区域において、上記アに該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められるもの

- (3) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和元年8月9日、処分庁に対し、昭和20年8月20日から同月22日までの3日間、被爆者援護法1条3号適用区域内にある自宅(B地)において、立ち寄った被爆負傷者のGら(母の遠縁に当たるG(「G」は、戸籍上は、「G'」と記載されている。以下「G」という。))のほか、Gが連れてきた子供5人のことをいう。以下同じ。)と寝食を共にし、Gらを救護したと主張して、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請(本件申請)をした。

(被爆者健康手帳交付申請書、「審査経過」と題する書面)

- (2) 処分庁は、令和2年8月31日付けで、審査請求人に対し、審査請求人は被爆者援護法1条3号所定の被爆者に該当しているとは認められないとの理由を付して、本件申請を却下する処分(本件却下処分)をした。

(被爆者健康手帳交付申請却下通知書)

- (3) 審査請求人は、令和2年9月16日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (4) 審査庁は、令和3年11月16日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 昭和20年8月20日、審査請求人の母の遠縁に当たるGが、子供5人を連れて、C地から審査請求人の自宅にやって来た。Gらは、被爆負傷者

であり、審査請求人は、3日間、Gらと寝食を共にし、Gらを救護した。

(2) 審査請求人の自宅にちょうど遊びに来ていた審査請求人の従姉妹4人(H₁、H₂、H₃及びH₄)が、審査請求人の自宅に泊まり、Gらと寝食を共にしたから、上記4人は、上記(1)の事実を知っている。

(3) したがって、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条3号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。

2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人が本件申請時に提出した資料によれば、長崎市に原子爆弾が投下された当時、審査請求人は、祖母、父、母及び兄2人の計6人で、B地の自宅に居住していたが、現時点では、審査請求人以外の5人は、全員死亡している。

(2) 審査請求人は、処分庁からの聴取に対し、要旨、次のとおり述べている（「審査経過」と題する書面）。

長崎市に原子爆弾が投下された後、Gらが審査請求人の自宅に来た。Gらは、審査請求人の自宅に2、3日滞在した。その後、どこに行ったかは、分からない。

Gらは、全員死亡したと聞いた。当時のことを知っている近所の人や親戚の人も、全員死亡している。したがって、当時のことを知っている人は、もういない。

(3) 審査請求人は、Gらが審査請求人の自宅に滞在していたときに、審査請求人の従姉妹4人が遊びに来て、審査請求人の自宅に泊まり、Gらに接してくれたと述べている（反論書）。そこで、審査請求人の従姉妹4人について、被爆者健康手帳の交付申請の有無など、被爆に係る情報を調査したところ、次のことを確認することができた（なお、審査請求人の従姉妹4人は、いずれも、被爆者援護法附則17条の適用を受ける者に交付される健康診断受診者証の交付を受けた後、健康診断の結果、造血機能障害など一定の障害があると診断され、被爆者援護法1条3号に該当する者として、被爆者健康手帳の交付を受けている。）。

ア H₁（旧姓I）について

被爆者健康手帳の交付申請時の提出資料である「健康診断個人票（精密

検査用)」の「被爆時の事情」の項目のうち、「被爆直後の行動（おおむね3週間以内）」欄には、「自宅で生活していた」と記載されている。

イ H₂（旧姓I）について

被爆者健康手帳の交付申請時の提出資料である「健康診断個人票（精密検査用）」の「被爆時の事情」の項目のうち、「被爆直後の行動（おおむね3週間以内）」欄には、「原爆当時は別に大きな負傷はなかった」と記載されている。

ウ H₃（旧姓J）について

被爆者健康手帳の交付申請時の提出資料である「健康診断個人票（精密検査用）」の「被爆時の事情」の項目のうち、「被爆直後の行動（おおむね3週間以内）」欄には、「被爆患者さんが収容されていたお寺などに様子を見に出かけていた」と記載されている。

エ H₄（旧姓J）について

被爆者健康手帳の交付申請時の提出資料である「健康診断個人票（精密検査用）」の「法附則第3項に規定する者に該当した当時の事情」の項目のうち、「原子爆弾が投下された時直後の行動（おおむね3週間以内）」欄には、「多くのケガ人（被爆者）が家の近くにある万行寺にトラックで運ばれてきた。母は町内の人を介護に出かけたので、よくついて行った。」と記載されている。

上記のとおり、審査請求人の従姉妹4人の被爆者健康手帳の交付申請時の提出資料には、審査請求人及びGらの存在を推定させるような記載は一切見当たらない。

- (4) そうすると、審査請求人の従姉妹4人の被爆に係る情報の調査によってもなお、Gらが審査請求人の自宅に滞在し、審査請求人がGらを救護したという事実を確認することができない。

したがって、審査請求人は、被爆者援護法1条3号の要件に該当していないといわざるを得ず、本件却下処分は、違法又は不当なものとは認められない。

- (5) 以上のとおり、本件審査請求は、理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（処分庁）：令和2年9月16日
（審査庁）：同年10月2日
審理員意見書の提出：令和3年3月12日
本件諮問：同年11月16日
（審理員意見書の提出から約8か月、審査庁による本件審査請求の受付から約1年1か月半）

(2) そうすると、本件では、審査庁において、審理員意見書の提出から本件諮問までに約8か月もの長期間を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年1か月半の期間を要している。しかし、諮問説明書は、審理員意見書にあるとおり本件諮問は棄却すべきであるという簡単な内容のものであるから、諮問説明書の作成に上記のような期間を要しなければならない事情があったとは考えられない。したがって、諮問説明書が速やかに作成されていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は6か月程度で済んだものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善することにより、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、審査請求人の自宅に立ち寄った被爆負傷者であるGらを救護したと主張する（上記第1の3の(1)）。

そこで、まず、Gらが審査請求人の自宅に立ち寄ったという事実が認められるかについて検討する。

一件記録によると、Gとその夫のKとの間の子供のうち、長女のL（婚姻後の姓はM）、二女のN（婚姻後の姓はO）、三男のP及び三女のQ（婚姻後の姓はR）が被爆者健康手帳の交付を受けていることが認められるが、当該被爆者健康手帳の交付申請時の資料を検討しても、Gらが、昭和20年8月20日当時、審査請求人の自宅に立ち寄ったという事実を確認することができない（除籍謄本（戸主：K）、除籍謄本（筆頭者：K）、各被爆者健康手帳交付申請書及び添付資料）。

なお、審査請求人は、審査請求人の自宅にちょうど遊びに来ていた審査請求人の従姉妹4人（H₁、H₂、H₃及びH₄）が、審査請求人の自宅に泊

まり、Gらと寝食を共にしたから、上記4人は、Gらが審査請求人の自宅に立ち寄り、審査請求人から救護を受けたという事実を知っていると主張する（上記第1の3の(2)）。

一件記録によると、上記4人の従姉妹は、いずれも、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「被爆者援護法施行規則」という。）附則2条の規定に基づき、第1種健康診断受診者証の交付を受けた後、健康診断の結果、造血機能障害等の障害を伴う疾病にかかっていると診断され、被爆者援護法1条3号に該当する者として被爆者健康手帳への切替え（昭和49年7月22日付け衛発第402号厚生省公衆衛生局長通達「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（平成14年4月1日付け健発第0401006号厚生労働省健康局長通知による読替運用後のもの）の記第1の2の(2)）が認められて、被爆者健康手帳の交付を受けていることが認められるが、当該健康診断受診者証及び被爆者健康手帳の各交付申請時の資料を検討しても、上記4人の従姉妹が、昭和20年8月20日当時、審査請求人の自宅に遊びに来ていたという事実を確認することができない（各健康診断受診者証交付申請書及び添付資料、各被爆者健康手帳交付申請書及び添付資料）。

さらに、一件記録によると、審査請求人及び審査請求人の兄二人（長男のSと二男のT）は、いずれも、被爆者援護法施行規則附則2条の規定に基づき、第2種健康診断受診者証の交付を受けていることが認められるが、当該第2種健康診断受診者証の交付申請時の資料を検討しても、昭和20年8月20日当時、Gらが審査請求人の自宅に立ち寄り、上記4人の従姉妹が審査請求人の自宅に遊びに来ていたという事実を確認することができない（各第二種健康診断受診者証交付申請書及び添付書類）。

以上によれば、Gらが審査請求人の自宅に立ち寄ったという事実を認めることができないし、一件記録を精査しても、当該事実を確認することができる資料が見当たらないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (2) なお、審査請求人は、本件申請の際、「先般 イトコに当る当時6才のUさん（中略）当時国鉄D駅で被爆者と接触していた その為 原爆手帳をもらったと聞き 私はそれ以上被爆者と家族同様に3日間生活していた火傷の皮をむしったり さわったりしたが第二種健康診断受診者証しか持

っていないので（注：被爆者健康手帳の交付を）申請するものです」と主張していた（被爆者健康手帳交付申請書）。しかし、一件記録からは、処分庁及び審査庁が審査請求人の上記主張について何らかの調査検討をしたかが明らかではない。そこで、当審査会が、審査庁に対し、その点について照会をしたところ、審査庁から、以下の内容の回答（令和3年11月26日付けの事務連絡）があった。

ア 処分庁は、Uが居住するE都道府県を通じて、Uの被爆に係る情報を調査したところ、Uは、F地で被爆負傷者の救護をしたことを理由として被爆者健康手帳の交付を受けていることが確認された。

イ しかし、Uが被爆負傷者を救護した場所（F地）と審査請求人が被爆負傷者を救護したと主張する場所（B地）は、距離がかなり離れている。

ウ そこで、処分庁及び審査庁は、Uについて、被爆者健康手帳が交付された理由以上の調査検討をする必要はないと判断した。

そうすると、Uに被爆者健康手帳が交付された事実（F地での被爆負傷者の救護）は、審査請求人とは何ら関係がないから、Uに被爆者健康手帳が交付された事実があるからといって、当然に審査請求人に被爆者健康手帳が交付されるということにはならない。

(3) 上記(1)及び(2)で検討したところによると、審査請求人は、被爆者援護法1条3号所定の被爆者に該当しないから、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原		優
委	員	野	口	貴 公 美
委	員	村	田	珠 美